

「地域主権改革」に関する関係法案及び権限移譲等に 係る方針決定を受けての会長談話

今月3日に開催された地域主権戦略会議において、「国と地方の協議の場に関する法律案」及び「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が了承されるとともに、本日、閣議決定がなされた。

我々がかねてより強く求めてきた、国と地方の協議の場の法制化は、これまでにない画期的なものであり、今後においては、政策の企画・立案・実施に向けて実質的な協議が行われる場となるよう、同法案の早期成立とその適切な運用に努力されるとともに、早急に協議の場の運営及び分科会のあり方等について、地方との協議を開始することを求める。

また、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、今後、政府において、その目的の達成と円滑な実施のため、特に、政省令等で定められる施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準を、地方自治体の裁量を確保する観点から必要最低限のものとするとともに、条例化等に向けて十分な参酌・検討等が行えるよう、早期に制定することを強く要請する。

さらに、地域主権戦略会議においては、本年夏を目途に策定する「地域主権戦略大綱（仮称）」に向け、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けのさらなる見直し、補助金の一括交付金化等について、進め方の道筋が示された。

基礎自治体への権限移譲については、鳩山内閣では「基礎自治体を重視した地域主権改革」を掲げ、基礎自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲するとされ、また、同戦略会議においても、現地への調査を踏まえて地方における施策の展開例を挙げつつ、『あらゆる分野で基礎自治体への思い切った権限移譲を行い、住民に身近な所で総合行政を実施すべき』、『基礎自治体への権限移譲は「地域主権改革の一丁目一番地』』とされるなど、積極的に取り組む方針が示されている。

政府におかれては、補完性・近接性の原理に基づき、同戦略大綱において、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を上回る権限移譲、及び適切かつ確実な

財政措置等が盛り込まれることを強く期待する。

また、義務付け・枠付けの見直しについては、今般の地域主権推進一括法案等に盛り込まれた事項は、地方分権改革推進委員会第3次勧告等で示された事項の一部のみであり、第2次勧告事項の大半のものが積み残されていること、勧告通りの見直しとなっていないものがあることなど不十分なものであるので、地方自治体の自由度のさらなる拡大に向け、「地域主権改革」にふさわしい見直しを行うことを要請する。

併せて、補助金の一括交付金化、出先機関改革等についても、地方の意見を十分踏まえつつ制度設計等を行われたい。

これらの改革が、国と地方の協議の場における協議等をつうじて、地方の意見が最大限反映され、鳩山総理の強い政治主導により地域主権改革が推進されることを求めるものである。

平成22年3月5日

全国市長会
会長 森 民 夫